

告 示

埼玉県告示第千百八十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月四日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業地域
草加市柿木町、八潮市南川崎から木曽根
- 四 作業期間
令和四年九月十日から令和五年一月二十八日まで